

QSK 一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会
2014年6月10日

わだち

No.184

福脊連ホームページアドレス www.normanet.ne.jp/~ww101926/

五月十五日、安倍首相の私的諮問機関である安保法制懇(安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会)が、「集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障措置における武力行使などは、憲法上許される」という内容の報告書を出し、安倍首相は、「限定的な集団的自衛権の行使を研究したい」と発表しました。

集団的自衛権の行使とは

「集団的

自衛権の行使」とは、日本が攻撃されてもいないのに、他国で戦争が起こったら、一方に加担して日本が武力行使することです。

憲法9条は、「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段とし

「集団的自衛権の行使」は海外で戦争すること

筑紫 建彦(賛助会員)

ては、永久にこれを放棄する」と定めています。だから、歴代の内閣は、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されていない」としてききました。安倍首相は、これをくつがえし、日本を「戦争する国」に変えてしまおうとしているのです。日本が武力で支援する相手

国は、「日本と密接な関係にある国」となっています。安倍首相はしきりに、「米艦や米国が攻撃

されても日本が何もできなければ、日米同盟が崩れる」と言っています。しかし、「密接な関係にある国」というのは、米国だけではなく、東南アジア

ではありません。東南アジア諸国も中東諸国も、場合によってはアフリカ諸国でも、内閣が「日本と密接な関係があ

《わだち目次》

「集団的自衛権の行使」は海外で戦争すること	1 P
福脊連役員会報告	3 P
福脊連第36回総会報告	5 P
第29回筑後支部総会	7 P
「特定秘密保護法」は、こんなにヤバイ(4)	9 P
憲法の原点と理念を考える	12 P
45周年記念日	15 P
「第3次障害者基本計画」に関する障害者政策委員会(第8回)議事次代「参考資料2」	16 P
よ	20 P
今月の時事	20 P

る」と言いさえすれば、それらの国の武力紛争に日本が参戦することになるのです。

第2次大戦後の戦争や武力介入の多くは、米ソ英仏などの大国が、“集団的自衛権の行使”と称して行われてきました。ベトナム戦争もアフガン戦争も、湾岸危機も、中東諸国の紛争への武力介入も、その名目で行われました。

“日本も、地球の裏側でも武力行使できる大国になりた”い。——安倍首相や外務・防衛省の中枢は、そんな野望を長く抱いてきたのですが、安倍政権の登場でチャンス到来と勢い込んでいます。

けれども、武力行使とは、他国の兵士や市民を殺すことであり、自衛隊員も殺されるという流血を意味します。アフガン戦争でもイラク戦争でも、罪のない十数万人の住民が犠牲になりました。武力で

平和はつくれない——それが憲法9条の精神のはずです。

「限定的」ならいい?

安倍首相と安保法制懇は当初、集団的自衛権の行使であれ、国連の武力制裁であれ、日本の参加は、“憲法上許される”と解釈を変えれば、それで通ると考えてきました。

しかし、憲法学者だけでなく、各界の多くの人が反対を表明し、元内閣法制局長官や自民党議員、改憲派の学者、元防衛省高官、大半のマスコミからも異議が噴出してきました。そして、連立与党の公明党とその支持母体の創価学会からも、長年定着してきた憲法解釈を内閣の一存で変えることに異論が出ています。首相や国会議員、天皇すらしる憲法を勝手な解釈変更で空文化することは、「立憲主義」という民主主義の根本の

否定になるからです。そこで安倍首相は、“全面的・無制限”の武力行使はしないが、“限定的”ならいいのでは、という形で反対論を押し切ろうとしています。けれども、いったん海外での武力行使が“合憲”とされたら、初めは“限定的”でも、次には拡大され、歯止めはなくなり、安保法制懇の報告書には、武力行使できる事例はこれだけにとどまらないと書かれており、メンバーの岡崎久彦氏(元外務省高官)は、「無限にある」と断言しているのです。安倍首相は、日本近海の公海で米艦が攻撃されたとき防護」とか、「日本人避難者を載せた米艦を防護」とか、「ミサイルが米国に向かうかもしれないとき」などの事例を繰り返しています。

しかし、軍事専門家、有事に攻撃を受ける米艦の近く

に自衛艦がいることは常識的でない。日本政府が救援船を出さないのに、米艦が他国の避難民を載せるというのは考えられない。米国に向かうミサイルは日本上空を飛ばないので撃墜できない。ハワイやグアムに向かうなら、もっと近い在日米軍基地が先に攻撃されるはずなど、首相の“事例”は非現実的な事だと、批判しています。これはもう、

“安倍流オレオレ詐欺”です。武力行使の口実に国連も安倍首相は、「集団的自衛権」だけでなく、「国連の集団安全保障措置」でも日本が武力行使できるようにしようと考えています。たとえば、多国籍軍の後方支援(武器弾薬や兵員の輸送、通信や医療の提供など)や、PKOでの他国部隊への「駆けつけ警護」、在外日本人の救出作戦(すでに輸送はできる法律はある)、相手国

政府に代わって「治安維持」まで自衛隊ができるようになる、などです。どれも、自衛隊は戦闘の当事者になり、殺し殺される場に立つことになりません。平和憲法を持つ日本は、その特色を生かして、非軍事の国際協力(紛争の平和解決、難民の支援、貧困や抑圧、格差から民衆が脱するための支援など)を進めることを世界は期待しており、そこが本来の「積極的平和主義」なのです(安倍首相の「積極的平和主義」は、同じ言葉で意味はまったく逆)。

市民の声と行動が力

東京では、132の市民団体が「解釈で憲法9条を壊すな!実行委員会」をつくり、また数百人の学者や文化人が「戦争をさせない1000人委員会」を発足させ、大規模な集会や国会包囲などの行動

を重ねています。圧倒的な世論が広がれば、政府も国会も政党も暴走はできません。

市民の声と行動こそ、戦争をさせない力です。

感想・・・安倍政権の暴走は、「国民生命と財産を守る」という感情的導入(誘導)で、「政権の責務とする」との強調は、一方「愛国心(美しい国)」を駆り立てる個人的な思いであり、歴史的な反省のない主張である。

これに追従する政治家、軍事産業化をもくろむ徒、軍事力で「対等」になること。つまり、抑止力を備える事が国を守る「正義」であるというが、戦争に「正義」は肯定されない。「死の商人」が台動するのみ。軍事力では、何も解決できない。

あるのは、人間存在の放棄である。(しん)

福背連役員会報告

日時 平成26年4月12日 (土)

場所 福祉プラザ4階応接室
出席者 織田・坂本・白川・堤・辻・久保・東・中村・菅原・藤田 10名

議題

一、各支部総会報告・活動報告・相談活動について

二、

北九州支部

- 1・総会報告 参加数 4名
- 2・相談活動 会員訪問をひつくるめてやる。相談会、会場未定
- 3・地域活動 作業療法士部会でPR チラシ100枚配布、イオン幸せ黄色レシートキャンペーンに参加。

福岡支部

- 1・総会報告 参加数 6名

- 2・相談活動 7月・11月に実施
- 3・地域活動 福岡市に差別禁止条例をつくる会における研修会・学習会に参加。

福岡市バリアフリー協議会に参画、活動の位置付けとなる。

筑後支部

- 1・総会報告 参加数 5名
- 2・相談活動 6月・11月に実施
- 3・地域活動 会員の相談・家庭訪問を主体として活動する。

事務局報告

今日現在の会員数
会員87名 賛助B4名、
賛助C40名、合計131名

三、全国総会

第13回総会神奈川大会
について

① 公益社団法人移行後の対応(96回理事会議事録参照)

45周年記念日

45年前のその日も、雲一つない良い天気だった。

祝すべき日なのか、悔やむべき日なのか。

瀕死の重傷を負ったにもかかわらず、45年生きて来たことに感謝し祝すべきか、車椅子生活を余儀なくされた出来事を悔やむべき日なのか？

とりあえずは、生きながらえてきたことを喜ぼう。

45年前のその日も、五月晴れの良い天気だった。

近辺では、田川の川渡り神幸祭が有名だが、犀川神幸祭も引けを取らない。

高さ20メートル、重さが4トン近くにもなる巨大な山笠

これを担ぎ、「上」と「下」を移動する迫力のお祭りでも福岡県の無形民俗文化財にも指定されている。

島根の大学に通っていたが、

折しも大学紛争の最中で、授業は休講になっていた。授業が再開される目途も立っておらず、帰省して友人と祭り見物をしていた。地元でありながら参加(担ぐ)したことがなく、初めて担ぎ棒を肩にした。気合を入れて、しっかりと肩を担ぎ棒の下に入れた。隣にいたおじさんから「そんなに肩を入れたら



だめだ」と言われたが、何のこともかわからずそのまま担いでいた。山笠を抱え上げるために掛け声がかかった時、ボキッという音がして地面に倒れこんでしまったが、何が起ったのかわからない。そのまま、祖母の家の玄関先に抱えられていった。シンジンとした感覚はあったが、出血しているわ

けでもなく、まったく何が何だか、わからなかった。いとこの車で、行橋市内の病院へ運ばれたが、手におえないということで、すぐさま救急車で国立病院へ。

脊椎骨折であった。亀のように胴体を石膏で固められ、ベッドの上での生活が続いた。何となくは感じていたが、一度と自分の足で立つことはなかった。

を改造し、(当時は軽自動車の免許が取れていた)自分で通っていた。同郷だったので、一度乗せてもらったことがある。不自由を感じさせない、行動力をその時に見ていた。

彼も背損だった。

そんなことがあったからか、ノ一天気なのか、歩けないと医者から告げられても、絶望感はなかった。リハビリをするなら労災病院で、ということとで九州労災病院へ転院した。

私傷での労災病院への転院は、難しかったが幸いにも、労災リハビリ作業所が各地にでき、入所していったのでベッドが空き、入院することが出来た。国立病院では、背損患者は1人だったが労災病院は1病棟全員が、背損患者だった。理学療法士による、リハビリの時間はもちろんだが、周りにいる先輩たちと一緒に過ごし、生活することで鍛えられた。運動音痴だった私が、座高の高さに助けられ車椅子バスケットで海外まで行き、選手生活を楽しんだ。何が幸いするかわからない。

北九州支部 白川長廣

《 今月の時事 》

『犠牲のシステム 福島と沖縄』高橋哲也著(集英社新書)で提起されていることを紹介する。『犠牲のシステムでは、或る者(たち)の利益が、他のもの(たち)の生活(生命、健康、日常、財産、尊厳、希望等々)を犠牲にして生み出され、維持される。

犠牲にする者の利益は、犠牲にされるものの犠牲なしには生み出されないし、維持されない。この犠牲は、通常、隠されているか、共同体(国家、国民、社会、起業等々)に取っての『貴い犠牲』として美化され、正当化されている』27P。『過疎地の原発から電力を享受してきた都市部の人間にも責任がある。と私が述べるときの責任とは、それとは別のものだ。「原子カムラ」の人々が負う第一義的責任と、都市部の一般の人間の責任とは、異質なものとして区別しなければならない。だからこそ、デンマークの陸軍大将フリッツ・ホルムが提唱したという「戦争絶滅受合法案」を引き合いに出したのである。ホルムの「法案」はこういうものだった。『戦争が開始されたら10時間以内に、次の順序で最前線に一兵卒として送りこまれる。第一、国家元首。第二、その男性親族。第三、総理大臣、国務大臣、各省の次官。第四、国会議員、ただし戦争に反対した議員は除く。第五、戦争に反対しなかった宗教界の指導者』。ここに示されているのは、責任には権限や生い立ちに依じて軽重があり、またその人が何をしてきたのか(戦争に反対したか、反対しなかったか)などに応じて違いがあるということだ。』99P。「だれが犠牲になるのか。だれを犠牲にするのか。それを決める権利をだれがもっているのか。はたして私たちは、国家・国民共同体を維持するために、自分を犠牲になるべき側に組み込んでもいいということ、国家偽政者に認めたことがあるだろうか。」214P。私は認めていない。富国強兵の時代のように、非国民・穀潰しと罵られようと、反戦を貫く考えは変わらない。まだ、蝉の声は聞かぬ初夏……(しん)

会員・賛助会員の皆様にお知らせです。『わだち』の原稿を募集しています。

意見・提言・新年・雑感など何でも可能。原稿を書いてくださる方は、事務所にメール添付・郵送・FAX等で送ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階
TEL&FAX: 092-592-4528
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒812-0054 福岡市東区馬出2-2-18

編集後記

5月後半は、例年になく日中の気温が高い。体がなれてないとの事で、熱中症のニユースをよく聞きます。(坂本)



この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。